

# 諸外国における独立行政法人制度に関する調査研究

## —報告書・概要—

平成 19 年 3 月 / 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 株式会社

### ■日本

- ・特殊法人は、公共サービス提供主体として個別に設立された法人であり、英国エージェンシー制度設立の参考にされたとされるが、共通の運営ルールが存在せず、存続意義の低下した法人の存続、必要のない業務拡張、経営内容不透明、責任体制不明確、事業非効率的・硬直的といった批判があった。
- ・独立行政法人は、こうした特殊法人への批判を踏まえ、中央省庁再編に並行して制度設計が行われ発足。その運営は、公共サービスの確実な実施主体にふさわしい共通ルールの下で行われるが、ルール策定にあたって民間の企業経営の仕組み、手法、行動原理等が参考にされた。

### ■イギリス

- ・1980年代後半に、サッチャー政権が打ち出した Next Steps Executive Agency 制度は、その後の各国制度に影響を及ぼすこととなった（英国中央省庁・米国・カナダ等）。
- ・中央省庁における財政・業績マネジメント制度である包括的歳出見直し（CSR）、公共サービス合意（PSA）が98年に発足、以降中央省庁と政府関連法人のマネジメントの連動が進むものとされてきている。

### ■カナダ

- ・英国エージェンシー制度を範にして発足した“Special Operating Agency”制度から、政府全額出資法人である“Crown Corporation”に至るまで、多種多様な政府関係組織の形態を有している。
- ・2002年に発効した“Policy on Alternative Service Delivery”に基づき、政府関連法人制度全体を再整理している。それぞれの組織のマネジメント関連マニュアルは多数存在する。

### ■ニュージーランド

- ・英国エージェンシー制度等と異なり、行政組織“外”へ別法人として切り出すことを積極的に行ってきた。 “Crown Entity”は、中央政府と国有企業『以外』という位置づけで整理された。
- ・2000年以降、財務省と行政サービス委員会主導による Crown Entity Reforms が進められ、2004年に Crown Entity 法が成立、政府との関係性の強弱、独立性の確保の必要性等の観点から、既存の政府関連法人の整理・統合が行われた。

		日本	イギリス	カナダ	ニュージーランド
		独立行政法人	Executive Agency	Special Operating Agency	Crown Entity
機関数 (子会社除く)		104 機関 (2006年4月現在)	199 機関	18 機関	約 3,000 機関 (うちほとんどは学校機関)
役員数 身分		約 1.9 万人 (2003年3月) 非公務員/公務員	約 28 万人 公務員	5,500 人 公務員	— ? — (公務員・非公務員の境界が曖昧)
組織の 位置づけ		政府外別組織	政府内 (法人格無)	政府内 (法人格無)	政府外別組織
組織の 根拠		通則法 個別法	Framework Document (更新: 3-5 年毎)	Framework Agreement (更新: 3 年毎)	Crown Entity Act 2004 個別法
業務 運営	目標設定	中期目標 (主務大臣が設定) (更新: 3-5 年毎)	Corporate Plan (機関が設定→主務大臣が承認)	Business Plan (機関が設定)	Statement of Intent (機関が設定)
	計 画	中期計画 (更新: 3-5 年毎) (計画期間: 3-5 年)	Corporate Plan (更新: 毎年) (計画期間: 3-5 年)	Business Plan (更新: 毎年) (計画期間: 3 年)	Statement of Intent (更新: 毎年) (計画期間: 3 年以上)
		年度計画	Business Plan (計画期間: 3-5 年)		
評価・報告	中期評価 (サイクル: 3-5 年毎) 実施: 主務省評価委員会 見直し: 政策評価・独立行政法人評 価委員会	Quinquennial Review サイクル: 5 年毎 実施: 所管官庁	Report on Plan and Priority サイクル: 3 年毎 実施: 自己	—	
	年度評価 実施: 独法評価委員会	Annual Report 実施: 自己	Annual Report 実施: 自己	Annual Report 実施: 自己	
業務 運営	監 査	監事 外部監査人 会計検査院	会計検査院	会計検査院	会計検査院が担当し 民間監査法人に開放 (この場合、会計検査院の一部として 業務を行うという位置づけ)
	組織の 見直し	政策評価・独立行政法人評価 委員会の勧告・見直し	Quinquennial Review	—	—
財務 会計	会計基準	独法会計基準 独法会計基準注解	Government Accounting 資源会計 <中央政府と同じ>	CICA (公会計) 会計基準 <中央政府と同じ> ※回転基金 (Revolving Fund) を利用している 場合、発生主義会計に基づく処理	GAAP <中央政府と同じ>
	財源措置 資金調達	運営費交付金 自主財源	歳出予算 トレーディングファンド (50%以上が自己収入)	歳出予算 自主財源 回転基金	歳出予算 (立法措置に基づく) 補助金、徴収金、自己収入
政府との関係		<ul style="list-style-type: none"> <li>・主務大臣の関与は中期計画の認可等に限定。(主務大臣の一般的監督権を排除)</li> <li>・必要がある場合、主務大臣による報告徴収及び立入検査が認められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管大臣の関与は、所管大臣と長との間で契約された Framework Document で特定された場合のみ。</li> <li>・所管大臣が業績について議会報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管大臣の関与は、所管大臣と SOA との間で合意された Framework Agreement で特定された場合のみ。</li> <li>・SOA が所管省庁に対し、報告義務を負うが、議会に対する説明責任は所管大臣が負う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々なレベルで政府から独立した地位を確保すべきという基本方針。特に、Independent Crown Entity に対する所管大臣の関与は極めて限定的。</li> </ul>
備 考		英 I-3177 を参考	—	英 I-3177 を参考	2004 年に制度改革